

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

●「高額介護合算療養費」の申請について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったときの自己負担額」と「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、この制度の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、長寿医療制度と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

区 分		自己負担額の 合計の基準額
現役並み所得者		67万円（89万円）
一 般		56万円（75万円）
住民税非課税世帯	区分	31万円（41万円）
	区分	19万円（25万円）

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、（ ）内の金額です。

支給額が、500円未満の場合は支給されません。

所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

- ・現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。
- ・住民税非課税世帯
 - 区分：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
 - 区分：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。
 - ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
 - ・老齢福祉年金を受給されている方

《申請手続き》

支給の対象となる方へは、12月以降に申請手続きのご案内をいたします。

ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や75歳に到達された方等の場合、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書をご持参のうえ役場住民課保険医療係へ申請が必要です。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話011-290-5601
	和寒町役場 住民課保険医療係	電話32-2422（内線112）

義援金ありがとうございました

7月下旬、山口県・福岡県を中心とした豪雨により甚大な災害が発生し、被災された方々への支援のため日赤和寒分区では和寒町赤十字奉仕団の募金活動のご協力を得て役場出納室窓口・保健福祉センター窓口・町立病院カウンターに募金箱を設置し、町民皆さまに対しご協力を呼びかけました。

皆さまから寄せられた義援金は、日本赤十字社北海道支部と通じ送金させていただきました。また、直接金融機関などから送金いただきました多くの皆さまにも深くお礼申し上げます。

なお、日赤和寒分区を通してご協力をいただきましたみなさまの義援金は、次のとおりです。

○「山口県7・21大雨災害義援金」

和寒町赤十字奉仕団募金活動（募金箱）	3,435円
和寒町役場職員同交会	10,000円
和寒町役場公栄会	10,000円

○「福岡県7月豪雨災害義援金」

和寒町赤十字奉仕団募金活動（募金箱）	4,896円
和寒町役場職員同交会	10,000円
和寒町役場公栄会	10,000円